健康を支える国民健康保険

問国保医療課国保係（☎983・2962）
税務課収納係（☎983・2698）

国民健康保険（国保）は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金（保険料）を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

■保険料の納付通知書

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの10期割です。

口座振替の人は自動的に振替します。口座振替を希望される人は同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により保険料が年金から天引き（特別徴収）となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収用」と表示しています。

※10月から天引き対象となる人は、9月（4期）まで口座振替や納付書で納入してください。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出により口座振替に変更できます。ただし、天引き対象外の保険料は口座振替や金融機関、コンビニ等で納入してください。

※詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

世帯主には、国保の各種届け出や保険料を納める義務があります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うことになります。

このような国保の加入者でない世帯主を「擬制世帯主」といいます。なお、擬制世帯主の所得は保険料計算には含まれません。

令和３年度国民健康保険料が決定

保険料は、加入者の医療給付費に充てる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護納付金に係る介護分（40歳～64歳の人）の合計となります。

■令和３年度保険料率

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.06%	2.82%	2.70%
均等割	24,469円	9,551円	11,121円
世帯平等割	16,432円	6,435円	5,583円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

■法定軽減対象の基準額の変更について

地方税法等の改正（個人所得課税の見直し）の影響による不利益が生じないように法定軽減（均等割・平等割）の基準額が変更されます。

法定軽減	令和３年度	令和２年度
７割	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）	33万円
５割	43万円＋28万５千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－１）	33万円＋28万５千円×被保険者数
２割	43万円＋52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－１）	33万円＋52万円×被保険者数

※世帯主と国保被保険者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減対象となります。
※被保険者数には、特定同一世帯所属者（旧国保被保険者）を含みます。
※給与所得者等とは、給与収入55万円を超える人または公的年金等の収入が60万円（65歳未満）または125万円（65歳以上）を超える人です。
※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

■保険料の算出例

４人家族で２人が介護保険２号被保険者（40歳～64歳）に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
43万円	7割	56,010円
157万円	5割	236,780円
251万円	2割	411,060円
300万円		510,070円
400万円		635,870円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者のいずれかの収入（給与、事業、不動産、山林）が前年より10分の３以上減少する見込みがある世帯は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免の対象となる場合があります。

詳しい要件などについては、担当課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

問国民健康保険料＝国保医療課国保係（☎983-2962）、後期高齢者医療保険料＝国保医療課医療係（☎983-2976）、介護保険料＝高齢介護課（☎983-1328）

個人市民税の減免

個人市民税は、前年所得に基づき課税をするため、失業などで所得が無くなった場合も課税されます。

ただし、次の要件に該当し、徴収猶予・納期限の延長などによっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けられます。

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
②失業、廃業などで所得が無くなったため、生活が著しく困難となった場合（退職の場合は一定の離職理由に該当する場合のみ）
③学生および生徒（令和２年の合計所得金額が75万円以下）
④災害により大きな損害を受けた場合（前年の合計所得金額が１千万円以下）
⑤その他特別の事情がある場合
※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、減免の対象とはなりません。

各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書、前述の①～⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係まで申請してください。

※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。なお、納期限を過ぎたものや納付済みの場合は対象外となります。

問税務課市民税係（☎983-2164）

障がいのある人の軽自動車税（種別割）を減免

申請は６月30日（水）まで

次の①～③のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

①障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
②障がいのある人が18歳未満、または障がいのある人が身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ、精神障害者福祉手帳１級を所持するなどの場合は、同一生計者が車を所有し、もっぱら障がいのある人のために運転する場合
③身体障がい者等のみで構成される世帯が所有する車を、介護者が常時運転する場合

※車の所有者や障がいの種類・等級ごとに条件が異なります。お問い合わせいただくか、ＱＲコードからご確認ください。

減免の手続き

令和３年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って、６月30日（水）までに税務課市民税係へ申請してください。

※年度途中の減免や自動車税（普通自動車）の減免と合わせて受けることはできません。

コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

取得できる証明書

所得証明書、課税（非課税）証明書

※令和３年度の証明書は６月２日（水）から（市役所市民税係窓口は６月１日〈火〉から）取得可。

サービスの利用時間

午前６時30分～午後11時（土・日・祝日含む〈６月１日、12月29日～１月３日は利用不可〉）

※６月１日（火）はシステムメンテナンスのため、ご利用いただけません。

交付手数料

１通300円

※利用可能な店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

問税務課市民税係（☎983-1113）

国民健康保険料等の負担を軽減

問国保医療課（☎983・2962）

■非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象　次のすべての要件を満たす人。
・離職時点65歳未満
・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード）で確認します（ＱＲコードから確認できます）。

▽軽減方法　失業者の前年給与所得を実際の３割として保険料を算定し、高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間　離職日翌日の属する月から翌年度末の間
（例）令和２年３月31日から令和３年３月30日までに失業した人

国保料＝離職日翌日の属する月から令和４年３月31日まで

高額療養費負担限度額など＝離職月の翌月から令和４年７月まで

※他の健康保険へ加入した場合など、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

▽手続きに必要なもの　国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

■その他の失業者の保険料減免

退職により、国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を３割減免します。

▽手続きに必要なもの　国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

■一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で１カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間　原則年間３カ月以内（医師の意見により最大６カ月まで延長可）

▽手続きに必要なもの　国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。